

I 令和2年度当初予算編成方針

令和2年度当初予算においては、令和元年度2月補正（経済対策）と一体となった14か月予算を編成し、豪雨災害の復旧・復興、防災減災を加速するとともに、少子高齢化・人口減少、第4次産業革命の進展、人生100年時代の到来という時代の変化に対応し、地方創生の実現に向け、県民の誰もが住み慣れたところで「働く」「暮らす」「育てる」ことができる地域社会づくりに取り組む。

併せて、財政改革プラン2017に沿って、財政の健全化を着実に推進する。

記

1 歳入に関する事項

(1) 県税等

国の税制改正、地方財政計画及び令和2年度県税調定見込等に基づき、見込額を計上する。

(2) 地方譲与税等

国の予算及び地方財政計画に基づき、見込額を計上する。

(3) 地方交付税等

国の予算及び地方財政計画に基づき、見込額を計上する。

(4) 使用料及び手数料

現行制度によるもののほか、受益者負担の適正化を図ることによる見込額を計上する。

(5) 繰入金

基金繰入金及び特別会計繰入金の見込額を計上する。

(6) 県債

地方財政計画及び地方債計画等に基づき、発行見込額を計上する。

2 歳出に関する事項

(1) 人件費

定員削減効果を踏まえ、法令及び条例等の規定に基づき所要額を計上する。

(2) 社会保障費

国の制度改正、対象人員の変動等及び増加抑制の取組による効果を含む所要額を計上する。

(3) 公共事業費

豪雨災害復旧・復興対策、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を活用した防災・減災対策のほか、県の重要施策や地域振興の観点も踏まえ、事業の重点化、効率化を図ることとして、所要額を計上する。

(4) 一般行政費

経費全般について徹底した見直しを行うとともに、緊要な施策への財源の重点的配分を行いつつ所要額を計上する。

- 3 債務負担行為に関する事項
後年度に及ぼす財政負担を考慮の上、事業計画に基づき必要額を措置する。
- 4 一時借入金に関する事項
資金需要を考慮して、限度額を2,000億円とする。
- 5 地方債に関する事項
歳入予算の計上額に従って定める。
- 6 繰越明許費に関する事項
当初予算においては措置しない。
- 7 歳出予算の流用に関する事項
各項目の間の金額の流用は、給料、職員手当等及び共済費に限る。
- 8 特別会計に関する事項
一般会計の例による。
- 9 企業会計に関する事項
 - (1) 収益的収支については、事務の予定量に基づき措置する。
 - (2) 資本的収支については、事業計画等に基づき措置する。